

水道料金（メーター使用料を含む）の基本料金を4ヶ月分減免します

原油価格・物価高騰などの影響を受けている町民生活及び町内事業者を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、水道料金の基本料金（メーター使用料を含む）を減免します。

なお、今回の減免については申請手続きは必要ありません。

●減免の内容

水道料金の基本料金及びメーター使用料を減免します。※下水道使用料は減免対象外です。

●減免の期間

令和5年12月から令和6年3月検針分までの4ヶ月間。（1月末請求と3月末請求の2期分）

●減免の対象者

浅川町上水道事業の給水区域内において給水契約を結んでいる上水道の利用者（官公庁を除く）及び事業者

●減免する金額

水道料金（税込み）

用途	水量 (1ヶ月につき)	減免額 (基本料金1ヶ月)
一般用	10m ³ まで	1,320円
営業用	200m ³ まで	24,200円
団体用	20m ³ まで	2,640円

メーター使用料（税込み）

口径	減免額 (使用料1ヶ月)
13mm	165円
20mm	275円
25mm	440円
30mm	550円
40mm	660円
50mm	3,300円

※減免については基本料金のみで使用水量に応じて

ご負担いただく従量料金は対象となりません。

従量料金 1 m³につき、209 円（税込み）

(例) 家庭用（用途：一般用 メーター口径：13mm）で2ヶ月間の使用水量が30 m³の場合（税込み）

	減免前	減免後	減免額
基本料金	2,640円	0円	2,640円
メーター使用料	330円	0円	330円
従量料金	209円 × 10m ³ = 2,090円	2,090円	0円
合計	5,060円	2,090円	2,970円

※（例）の場合、4ヶ月間の基本料金及びメーター使用料の合計で5,940円の減免になります。

●減免措置実施にあたってのお願い

国の交付金を活用して減免するものであり、水道事業の資金に余裕があるものではありません。通常どおりの使用をお願いします。また、水道水の使用量が増え、水が不足したときは各家庭において節水をお願いする場合があります。

井戸水のみを使用している方へ

井戸水のみを使用している方には、申請により減免期間の4ヶ月間合計で5,000円の補助をいたします。申請は令和6年1月から受付開始予定です。補助の内容や申請方法については後日、広報あさかわ等で改めてお知らせします。

今回の減免手続きのために、一部のアパートを除き、役場から職員が各家庭に訪問や電話をするとはありません。詐欺などご注意ください。

（問い合わせ先：浅川町役場 建設水道課 水道係 Tel 36-1185）